

平成17年大洲市議会第3回定例会会議録 第2号

平成17年3月14日（月曜日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席議員

1番	梅 木	良 照
2番	清 水	美 孝
3番	岩 田	忠 義
4番	藤 川	貢
5番	鎌 田	圭 二
6番	二 宮	淳
7番	中 野	寛 之
8番	有 友	正 本
9番	梶 田	和 美
10番	村 上	常 雄
11番	古 野	青 弘
12番	上 川	勝 利
13番	二 宮	秀 一
14番	山 口	吉 浩
15番	東	敦 弘
16番	宮 本	増 憲
17番	水 本	保
18番	下 岡	節 久
19番	押 田	憲 一
20番	後 藤	武 薫
21番	山 本	雅 久
22番	田 中	五 月
23番	山 崎	逞
24番	福 山	保
25番	叶 岡	廣 志
26番	上 満	武
27番	向 井	敏 憲
28番	宮 本	喜一郎
29番	中 野	忠 重
30番	窪 田	亀 一
31番	長 岡	吉 男
32番	森 川	重 生
33番	森	繁 夫

34番	松 本	金次郎
35番	菊 地	宣 之
36番	垣 見	芳 彦
37番	吉 岡	猛
38番	清 水	久二博
39番	田 淵	保 男
40番	山 下	勝 利
41番	本 山	清 明
42番	沖 浦	賢 嗣
43番	渡 邊	弘 務
44番	神 井	恵一郎
45番	矢 間	一 義
46番	東	信 利
47番	久 保	幸 信
48番	吉 岡	昇 平
49番	小 泉	紘 文
50番	大 野	新 策
51番	梅 木	加津子
52番	岡	孝 志
53番	渡 邊	久 義
54番	田 中	堅太郎
55番	日 高	照 友
56番	中 野	茂 明

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠席議員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席理事者

市	長	大 森	隆 雄
助	役	首 藤	馨
収 入	役	田 上	隼 藏
総 務 部			
部	長	富 永	俊 平
副部長兼総務課長		上 村	孝 廣
人事秘書課長		神 元	崇
総務課長補佐		篠 原	雅 人

総務課行政係長	往	田	秀 樹
企画財政部			
部 長	小	島	健 市
副部長兼商工観光課長	尾	崎	公 男
財 政 課 長	松	田	真
財 政 課 長 補 佐	松	本	一 繁
市民福祉部			
部 長	西	野	茂一郎
副部長兼保険環境課長	山	田	一 昭
建設農林部			
部 長	小	泉	勝 明
副部長兼建設第1課長	城	戸	良 一
副部長兼農林水産課長	松	岡	良 明
危機管理室			
室 長	白	石	隆 壽
長 浜 支 所			
支 所 長	上	川	慶 信
肱 川 支 所			
支 所 長	櫻	田	和 明
河 辺 支 所			
支 所 長	河	本	治
農業委員会			
事 務 局 長	城	戸	秀 光
教育委員会			
委 員 長	岩	田	徳 幸
教 育 長	叶	本	正
教 育 部 長	三	保	禮 三
公 営 企 業			
病 院 長	谷	口	嘉 康
監 査			
事 務 局 長	濱	田	達 實

~~~~~

#### 出席事務局職員

|              |   |   |     |
|--------------|---|---|-----|
| 事 務 局 長      | 西 | 山 | 隆 夫 |
| 次 長          | 新 | 野 | 武 男 |
| 事務専門員兼調査第1係長 | 藤 | 岡 | 章 男 |
| 調 査 第 2 係 長  | 新 |   | 実 雄 |
| 議 事 係 長      | 徳 | 石 | 伊 重 |

~~~~~

議事日程

平成17年 3 月14日 午前10時 開 議

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

第 9 号議案	平成17年度大洲市一般会計予算
第10号議案	平成17年度大洲市国民健康保険特別会計予算
第11号議案	平成17年度大洲市国民健康保険診療所特別会計予算
第12号議案	平成17年度大洲市老人保健特別会計予算
第13号議案	平成17年度大洲市介護保険特別会計予算
第14号議案	平成17年度大洲市介護サービス事業特別会計予算
第15号議案	平成17年度大洲市簡易水道事業特別会計予算
第16号議案	平成17年度大洲市港湾施設事業特別会計予算
第17号議案	平成17年度大洲市土地取得造成特別会計予算
第18号議案	平成17年度大洲市土地区画整理事業特別会計予算
第19号議案	平成17年度大洲市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
第20号議案	平成17年度大洲市農業集落排水事業特別会計予算
第21号議案	平成17年度大洲市公共下水道事業特別会計予算
第22号議案	平成17年度大洲市駐車場事業特別会計予算
第23号議案	平成17年度大洲市温泉事業特別会計予算
第24号議案	平成17年度大洲市商業集積施設管理特別会計予算
第25号議案	平成17年度大洲市水道事業会計予算

第26号議案 平成17年度大洲市工業用水道
事業会計予算

第27号議案 平成17年度大洲市病院事業会
計予算

第47号議案 大洲市総合計画審議会条例の
制定について

第48号議案 大洲市立保育所条例の一部改
正について

第49号議案 町税の徴収等の特例に関する
条例等の廃止について

第50号議案 市道の路線認定について
(全議案に対する質疑並びに市政全般に対
する質問)

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第9号議案～第27号議案、第47号  
議案～第50号議案

~~~~~

午前10時03分 開 議

○田中堅太郎議長 これより本日の会議を開き
ます。

~~~~~

○田中堅太郎議長 本日の議事日程は、お手元  
に配付してあるとおりであります。

~~~~~

○田中堅太郎議長 まず、日程第1、会議録署
名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に9番榊田和美議員、
10番村上常雄議員を指名いたします。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第2、第9号議  
案から第27号議案及び第47号議案から第50号議  
案の議案23件を一括して議題といたします。

全議案に対する質疑並びに市政全般に対する  
質問を行います。

この際、申し上げます。各議員の今後の発言  
時間は、申し合わせのとおり、1人当たり30分  
以内と制限いたします。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、中野寛之議員の発言を許します。

○7番中野寛之議員 議長

○田中堅太郎議長 中野寛之議員

〔7番 中野寛之議員 登壇〕

○7番中野寛之議員 大洲市議会議員無所属大  
洲市民派の中野寛之です。新大洲市初の定例議  
会におけます最初の質問者として一般質問に入  
ります前に、一言だけ述べさせていただきます。

先月2月13日に投開票が行われました新大洲  
市長選挙の結果、大森隆雄市長が初代の新大洲  
市長として新市最初の4年間のかじ取りを行う  
ことになりました。

この長かった選挙戦を振り返って見ますと、  
候補者個人への聞くにたえない中傷やまた怪文  
書が多数出回るなど、さきの12月議会で私が危  
惧したような結果になってしまい、大変残念で  
ありました。

また、その選挙結果におきましても、従来の市政のあり方に対しまして大洲市民の皆さんの厳しい審判が下ったものであると私は解釈しております。

私は大森市長に対しまして、市長が市民との公約を守るのか否かという観点で是々非々の立場で質問をしてまいります。これは梶田前市長の時代と同様であります。大森市長にとりまして耳の痛い発言もあろうかとは思いますが、批判の中にこそ真実は存在するものです。人間というものは一たん権力の座につくとえてして周囲はごますりばかりとなり、都合のよい社交辞令のお世辞を真に受けてしまうようになってしまうものです。大森市長におかれましては、公約を常に忘れず、目線を市民に合わせ、私利私欲なく市政の運営に当たられることを心より期待しております。

それでは、ただいまより新大洲市最初の一般質問に入らせていただきます。理事者におかれましては、誠意ある答弁をいただくよう重ねてお願いいたします。

まず最初に、大森市長の選挙公約の第1であります財政再建問題についてお尋ねいたします。

今議会に提案されました平成17年度当初予算案は、一般会計では昨年度比11%の減となっております。しかし、これを性質別に見ますと、普通建設事業費の対前年度比80.7%の減額分が大きな割合を占めております。

大森市長によりますさきの提案理由説明では、今年度の当初予算案は骨格予算であり、補正予算をもって肉づけしていきたいとのことでありました。しかし、もし昨年並みの事業を実施すれば、一般会計予算額は昨年と同水準になってしまい、これでは財政再建とは言えません。具体的な財政再建策について理事者はどのような方策をお考えかお聞かせください。

2点目としまして、数値目標についてお伺いいたします。

当面の間市税や地方交付税といった一般財源の伸びが期待できない以上、出を減らす、つまり歳出抑制が必要であります。実際に財政再建に取り組むためには、具体的にこれだけ借金を減らしていくのだという数値目標が必要なのではないのでしょうか。この点理事者の見解をお聞かせください。

3点目としまして、投資的経費の抑制についてお伺いいたします。

合併前の大洲市では、平成15年度決算額で市民1人当たりの投資的経費は約10万9,000円と、県内ほか12市との比較で最も高い金額でございました。財政健全化のためには、この投資的経費を抑制していくことが第1の課題であると私は考えておりますが、この点理事者の見解をお聞かせください。

次に、補助金交付団体について質問いたします。

大洲市から補助金を交付しております団体の役職に議員が就任している問題でございますが、本来議会はこれら補助金が適正に支出されているかどうかをチェックするためのものです。政治倫理の観点からも、私は議員の役職就任を自粛するべきであると以前より現在も考えております。

大森市長におかれましては、かつて市議会議員時代にこれらの問題に関しまして積極的に問題提起をなされておりました。現在は市長となりましてお立場は変わりましたが、この問題に対する見解と今後の方針をお聞かせください。

大項目の3番目としまして、各種審議会についてお尋ねします。

大洲市には審議会、委員会、協議会など各種審議会が多数存在しております。本来行政機構に対する諮問機関として機能すべき各種審議会ですが、多くの委員は各種団体からのいわゆる充て職で任命されておるのが実情です。在野からの人材発掘、育成及び住民参加の観点から、ぜひとも公募制を導入すべきではないかと考え

ております。

大洲市行政に興味、関心があり、やる気あふれる民間人の人材を活用するため、各種審議会に公募制を導入し、百家争鳴の議論を起こすことが形式民主主義から脱するために必要なのですと私はさきの12月議会でも前市長に提案いたしましたが、検討することさえも拒否されてしまいました。この提案に関しまして大森新市長の御見解をぜひお聞かせください。

次に、市民サービスの向上について質問いたします。

松山市や八幡浜市、今治市など県内他市では大きな名札の着用をソフト面でのサービス向上を目的に導入し、効果を上げております。大洲市におきましても、市町村合併に伴いまして各支所から本庁に來られた職員の方々は、現在大きな名札を使用しております。この際、名札を大きなものに統一してはどうでしょうか。新生大洲市を市民の皆さんにアピールする絶好の機会でもありますし、また費用もさほどかかりません。理事者の見解をお聞かせください。

5番目といたしまして、市議会任期特例問題についてお尋ねします。

本年1月11日、大洲市、長浜町、肱川町、河辺村の1市2町1村が合併して新しい大洲市が誕生しました。そもそも合併の目的は、行政の効率化と行政コストの削減にあります。しかしながら、合併協議会においては、在任特例を適用して議員の10カ月間の在籍を認めております。これにより現在の市議会議員の数は56人に膨れ上がり、議員報酬だけで4,000万円を上回る多額の財政支出を迫られることになりました。これらが合併への目的に逆行する行為であることは明白であります。

全国また愛媛県内の各地でも合併に伴う議員在任特例に対する厳しい世論を受け、リコールや自主解散に追い込まれております。ここ大洲市でも当然住民の大多数は在任特例適用に反対の声を上げているのです。大洲市議会におきま

しても、現在特別委員会を設置し、議論の途中であります。財政再建を公約の第1に掲げられて当選されました大森市長におかれましては、この問題に関しましてどのような御見解をお持ちかぜひお聞かせください。

最後に、市長の公職選挙法抵触問題について質問をいたします。

大森隆雄市長の後援会が会長名で当選あいさつのはがきを有権者らに送付したほか、徳森地区の市職員でつくる親睦会で、3月3日夜に市内の飲食店で開きました市長就任祝賀会に市長が出席し、あいさつしていたことなどが、新聞及びテレビニュース等で報道されております。

これを受け、3月9日の提案理由説明の中で、市長自身からのおわびの言葉があったわけですが、これら一連の報道に関しまして市長自身による事実経過の詳細な説明を求めます。

また、公職選挙法におきましては、当選あいさつ目的の文書配布や祝賀会でのあいさつ行為などを禁じております。しかし、多くの市民はこのことを知りません。市民の方が、選挙の前だけお願いをしておいて、終わったら何のあいさつも無いと言われておるのを私も何度も見聞きしたことがございます。公職選挙法についてもっと広報を行い、きちんと周知徹底を図ることが有効な再発防止策だと考えますが、この点理事者の見解をお聞かせください。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、ただいまの中野寛之議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず最初に、初代の市長として頑張れという意味の御激励があったかと思うんですが、そのようなことで一生懸命やってまいりたいと、このように思っておりますので、議員各位におかれましては、どうぞひとつ変わらぬ御支援をい

ただきたいと、このように思う次第でございます。

それでは、まず最初に財政再建問題についてでございますが、具体的な財政再建策をどう考えておるのかということでございますが、政府の聖域なき構造改革、官から民へ、国から地方への流れの中、三位一体改革や市町村合併に象徴されますように、改革の時代と現在となっております。

これまでの自治体は、地方交付税の財源保障機能により税収の多寡にかかわらず一定の行政水準を維持することができてまいりました。しかし、改革の時代の中、地方交付税の財源保障機能の縮小等が進められ、今までのように地方交付税を通じた財源保障のもとでの国に依存した行政運営から、みずからの財源による自主的でより責任のある財政運営が必要となっております。

新大洲市がスタートをいたしました、合併により歳入が増加するわけでもなく、逆に合併に伴う新規の財政需要も見込まれますために、合併による財政的効果を早期に実現する行政運営が求められております。

地方交付税等の歳入の減少に対応し、新市の収支バランスを維持するためには、行政サービスのコストに合わせた受益者負担の見直し等による歳入確保とともに、事務事業の整理合理化、組織機構の見直し、民間委託や補助金等の整理合理化、さらには特別職や職員の給料等の抑制見直しを含む聖域なき歳出削減を図り、歳入に見合った維持可能な財政構造の構築を強力に推し進める必要があると考えております。

地方財政を取り巻く厳しい状況下、議員さん方を初めとする市民の皆様の英知を結集し、バランスある財政運営に全力を傾けたいと考えておりますので、議員さん各位におかれましても御支援、御協力をお願いを申し上げたいと思っております。

次に、数値目標についてでございますが、ど

う考えておるのかという御質問でございますが、昨年旧大洲市において設置しておりました大洲市財政健全化委員会で財政健全化へのさまざまな検討や取り組みを行ってきております。今後それらも参考にし、また各界各層の御意見等も十分お聞きしながら、削減目標値などを設定し、財政健全化に向けて鋭意努力をしてみたいと考えております。

次に、投資的経費の抑制についてでございますが、財政再建のためには投資的経費の抑制はやむを得ないと思っております。しかし、新大洲市の経済が停滞しないためにも、ある程度の事業推進は必要であり、住民のニーズにこたえるためにも、地域バランスをとった上での事業の実施は必要と考えております。

それら事業計画の中で財政再建とのバランスを十分勘案し、公債費比率、起債制限比率等を見きわめながら目標数値を設定し、今後の財源を見通しながら新しい時代にふさわしい魅力的なまちづくりの実現に向けて計画的に施策を展開していきたいと、このように基本的に考えております。

次に、大きい2番目の問題でございます補助金交付団体について、議員の兼職問題についてどう思うかということでございます。

中野議員御指摘のとおり、平成14年私が市議会議員の当時、検討委員会の委員長として議会としての考え方を十分検討したところであります。その際、いろいろな御意見があったと記憶しておりますが、結果として、市から補助金等を受けている団体の役員への就任に関しましては、議会の透明性、公平性を確保するためにも、各自が市議会議員という自覚を持って自己の判断で対応することとしたわけでありました。

私個人といたしましては、議員の口ききによる団体への補助金支出、予算に関しての問題がなきにしもあらずといったことや、兼務がふえてまいりますと、それだけ会議の出席等にも支

障が生じるなど、団体への役員就任は少々控えるべきではないかなと考えております。

そういう考えではありますが、団体設立の経緯やそれぞれの事情もあるかと思いますが、団体の人事に介入できるものでもありませんので、基本的には各種団体の御理解と議員お一人お一人の各位の御判断にゆだねたいと考えております。

それから、次の公募制度の問題、若干触れておきたいと思いますが、言われましたように、これはできるだけ女性も含めた広い範囲の声を反映しながらやっていくというのが建前であると思います。具体的にまだどうするということがなかなか形にはなっておらないわけですが、前向きにそういうことも含めて、新年度に私就任しましてから当たりまして、できるだけ女性が、6割おられるわけですから市民の皆さんの中には、女性の声も反映したらということで、選挙管理委員さん、いろんな任命をさせてもらう委員さんに女性の方を加わってもらうような考え方では取り組んでおりますので、そういうものを踏襲して今後やってまいりたいと思っております。

具体的にはまた他の方から説明をしていただきますので、お聞き取りをいただきたいと思います。

それから、5番目の在任特例の市長の見解ということでございます。

これは御案内のように、議員の任期につきましては、合併協議会の協議の場においてもさまざまな検討がなされました。委員の皆様からは地域の声を伝え、政治的な空白感を生じないよう在任特例を適用すること、合併最初の選挙だけは選挙区を設けること、合併の趣旨に照らし住民の理解の得られる範囲での在任特例を希望するなど、さまざまな意見が出された経緯がございます。そういった協議を経て、最終的には旧市町村議会における協議結果の報告を受け、合併特例法の規定により、本年10月31日まで在

任特例を適用するとの確認がなされたところであります。

しかしながら、この任期の取り扱いをめぐるでは多くの合併市町村で財政の効率化に反するなど住民の批判を浴び、議会自体が自主解散を決めたり、リコール運動が開始されたりと、混乱が生じている現状があるのも事実でございます。

このようなことから、当市においても、議会の方で1月開催の臨時議会で議員在任特例検討特別委員会を設置され、在任特例の適用が妥当かどうかという検討が現在なされております。

私といたしましては、そういった場でいずれ適切な判断が出されるものと思いますし、出された結論は尊重すべきものと考えております。合併協議の場には私自身も出席をしておりまして、ともに確認をしてきた事項でありますので、今私の立場で具体的な見解を申し上げることは差し控えたいと思いますが、以上特別委員会の推移を見て判断をさせていただきたいと、このように思っておる次第でございます。

それから、最後の公職選挙法の抵触問題でございますが、まことに一般社会通念上の問題としてとらえておった感があったわけですが、公職選挙法というものの深い認識が足らなかった点、この点はコメントをいたしましたとおり、深く反省をしておるところでございます。以後こういうことのないように、それから言われましたように、一般的にも割合の問題、解釈の仕方でよくわかってない点があるんじゃないかということを私今回身をもって経験をいたしましたので、また機会をとらえながらそういう問題も含めて、お互いも見識を高める意味で勉強していきたいと、このように思っておる次第でございます。

以上、中野議員さんの私からの答弁にかえさせていただきます。

○上村孝廣総務副部長 議長

○田中堅太郎議長 上村総務部副部長

〔上村孝廣総務部副部長 登壇〕

○上村孝廣総務部副部長 私からは、公職選挙法抵触問題についてお答えをいたします。

まず、御質問の経過についてでございますが、去る3月4日、本件が公選法に抵触しているのではないかと情報の提供を受けまして、同日関係職員から開催の趣旨、会の内容等を聴取をいたしました。その経過の内容につきましては、次のとおりでございます。

3月3日市内の飲食店にて徳森地区の職員で構成する親睦会徳森会が、徳森会会長の定年退職に伴う送別会、またあわせて特別職の就任祝いを行った。以前から同会の顧問になっている大森市長をいつもと同様顧問として案内をし、それを受け送別会兼祝賀会に出席いただいたということでございます。

この事情聴取を踏まえ、選管で検討を行いました結果、本件につきましては、この会が例年この時期に開催しているものであり、また顧問としての立場からあいさつを求められ、会の会間にあいさつされたものと認識をし、解説書で見ると、公職選挙法第178条第5号に規定する当選祝賀会、その他の集会の開催禁止には該当しないとの考えに至ったわけでございます。

次に、当選お礼はがき送付の件でございますが、自筆の親書及び当選または落選に関する祝辞、見舞い等の答礼のためにする親書の頒布または掲示につきましては、法により制限が設けられております。

今回の件では、後援会におきまして送付の開始後、法に抵触のおそれがあるため直ちにその送付を中止され、結果として少数の送付にとどまったものと理解をいたしております。

今後の対応策につきましては、候補者、関係者を初め市職員や市民に対し、例えば一つのテーマを決めて選挙一口メモといったシリーズもので市広報による周知を初め、ホームページを通し、また選挙時はもちろんのこと、平常時におきましても、公職選挙法の趣旨等について常

時啓発を行い、明るくきれいな選挙の推進とともに、周知徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○神元崇人事秘書課長 議長

○田中堅太郎議長 神元人事秘書課長

〔神元崇人事秘書課長 登壇〕

○神元崇人事秘書課長 中野議員さんの御質問中、各種審議会・委員会委員選任に当たっての公募制の導入について、これについては改めまして、それと職員の名札統一について、この2点についてお答えを申し上げます。

まず、委員の公募制導入についてでございますが、従来の選任方法につきましては、主に行政側から各種団体の長に対する指名方式いわゆる充て職でございました。そうしますと、1人の方の顔をあちこちの審議会等でお見かけをする。そういうのは余りよろしくないのではないかということから、団体の副代表の方あるいはその他の役員を指名することで、より多くの皆様に参画いただけるよう枠を広げてきた経過がございます。

最近では手法を変えまして、逆に団体の側から推薦をいただいてという選任方法をとっている場合も審議会等によってはございます。そういった意味では、公募制の導入も市民の市政参画への新しい手段の一つであり、それも時代の流れかとは考えますが、一方で公募制を既に導入している自治体からは、応募者が少なくて対応に苦慮しているというような状況を聞きますと、時間をかけてまで実施する必然性は少ないのではないかと二の足を踏まざるを得ないというのが現在の考え方でございます。

今後におきましては、先進事例地における公募委員の応募状況にふえたり減ったりという変化はないか、応募者がいなくて既に公募制を中止したという自治体はないか、公募委員が加わることで会議の内容に変化、活性化は生じてきたか、そのような状況につきまして再度調査を



進めました上で、それらの結果を判断材料として導入すべきであるか否か、先ほど市長が申しましたように、前向きにかつ慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目、職員の名札を大きくし、市民サービスの向上をと御提案でございますが、当然のことながら、合併前におきましてはそれぞれの市町村で種類の異なる名札を着用いたしておりました。合併を機に名刺サイズの台紙を使用するビニール製の名札を導入したのでございますが、新市になっても所属名が変わらず、従前の名札がそのまま使用できる部署においては、経費節減を目的に従前の名札を使用することを原則といたしております。

一方、所属の新設、名称の変更あるいは所属職員の増員等により、同じ所属内において統一が図れないといった場合には、大きな名札を着用することにいたしております。結果としまして来庁者の多い本庁の市民課、税務課など、そして各支所においては大きい名札に統一しておりますので、市民の皆様が名札の大小で困惑され住民サービスに影響が生じるといったようなことはまずないものと考えております。

これまでの小さい名札は単価が770円、私が今着用しております名札は単価が210円、1,000人分購入したといたしましても21万円でございます。そういうことから、単価の安い大きい名札に切りかえようとしているのでありまして、今統一をしようと思えばできない額ではございませんが、ただもったいない、使えるものは使おう、そういう意識を職員の皆さんに持っていただきたい。名札1個、紙1枚、そういう小さなことにも目を向けていかなければ財政改革は容易にはなし得ないという職員の意識改革を促す意味からも、現段階ではあえてそのようにしているのでございます。

加えて申し上げますと、議員御指摘のように、全体的な統一を図ることは、合併に伴います分科会協議の中でも調整いたしておりますの

で、その考えがないわけではありません。順次切りかえながら統一してまいる予定でございます。

以上、お答えといたします。

○田中堅太郎議長 再質問はありませんか。

○7番中野寛之議員 議長

○田中堅太郎議長 中野議員

〔7番 中野寛之議員 登壇〕

○7番中野寛之議員 それでは、再質問をさせていただきます。2点再質問をさせていただきます。

まず、1点目、財政再建問題の具体的な方策に関してです。

先ほど市長答弁におきまして、受益者負担また事務の効率化など聖域なき財政改革という言葉がございました。そのように方向性は出ておるのですが、この聖域なき財政改革をいつどのような形で一体明らかにしていくのか、具体案はいつ出てくるのか、その点再度御答弁をお願いいたします。

また、もう一つ、5番目の市議会議員の任期特例問題に関して再度質問いたします。

先ほど大森市長が言われましたように、この問題、住民からの批判は大変強い問題でございます。市長も申されたように、自主解散やリコール、そのような事態になると、これは大洲市内の混乱が起きることは必至であります。また、大森市長が下馬評を破り当選されたのは、何をおいても財政再建を訴えたからです。だからこそ議会に対する市民の厳しい視線があるものと私は解釈しております。

委員会の結論が出るまでは自身の考えを述べるのは避けたいということでございましたが、大森市長自身の考えを再度答弁お願いいたします。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 ただいまの中野議員さんの再

質問にお答えしたいと思いますが、まず財政再建問題でございますが、具体的に数値のこともあろうと思いますが、まだ就任して当座でございます、6月に、冒頭申し上げておりますように、政策的なものも含めまして優先順位をつけて、限られた財源でございますのでやりたい。そこで初めて私の考えておること、言ってきたこと、そんなものがカラーとして出てこようかと思っております、その辺までひとつ懸命に日々研さんを積んでまいりますので、御猶予をいただきたいと、このように思っております。この場で具体的にどうこうというのもまだ準備不足の点もございますし、そこら辺鋭意勉強中でございますので、しばらくの間御猶予をいただいて、6月にはちゃんとしたものを出してまいりたいと、このように思っておる次第でございます。

それから、5番目の在任特例の問題また財政にかかわる問題でございますが、これは先ほども申しましたように、一応立場もこういうことで変わりましたので、特別委員会の委員さん方が鋭意検討されとることをやっぱり尊重をいたしませんと、それまでに議員として仲間でおったうちに私の考えというものはある程度再三お話もしておりますし、率直な意見交換もしておりますので、十分御承知の上で中野議員言われとると思いますので、その辺のこともひとつ特別委員さん方のお立場を尊重して、結ばれた結論には私も多分全然違ふとこの結論は出ないと思っておりますので、またその方向で努力をさせていただきたいと、このように思っておる次第でございます。

以上、再質問の御答弁にかえさせていただきます。

○田中堅太郎議長 再々質問はありませんか。

次に、神井恵一郎議員の発言を許します。

○44番神井恵一郎議員 議長

○田中堅太郎議長 神井恵一郎議員

〔44番 神井恵一郎議員 登壇〕

○44番神井恵一郎議員 ただいま議長の許可を得ましたので、通告しておきました旧肱川町にとりましては最も重要な課題であります山鳥坂ダム問題について理事者のお考えをお伺いし、前向きな御答弁を期待し、質問に入ります。

まず、山鳥坂ダム建設事業についてでございますが、昭和57年当時の建設省、愛媛県より予備調査の要請を受けて既に23年を経過し、水没地域の住民の皆さんには先行き不透明な中で小学校の閉校、著しい人口の減少、高齢化が進む中で、長期にわたる精神的な痛みや不安が続いているところであります。

山鳥坂ダムは、当初の基本計画では、治水、利水を目的とした特定多目的ダムでスタートしたわけではありますが、紆余曲折ありまして、中予分水事業の中止により、河川法に基づく治水目的のダムとして環境アセスメントを実施した上で、15年程度での完成を目指して推進する運びとなったわけであります。

その間、肱川町議会におきましても、ダム推進特別委員会を設置、ダム建設に伴う交通通信、農林水産、商工観光、環境衛生、教育文化、その他あらゆる影響について調査研究するなど、議員全員協議会、山鳥坂ダム建設協議会など関係する会議を積み重ねまして、国土交通省を初め関係機関に対し、事業推進と早期着工の要請を続けてきたところであります。

水源地の肱川町の諸般の事情を御賢察いただきまして、理事者各位におかれましても、新大洲市の最重要課題として位置づけをしていただき、課題解決に至ってない次の5点について、旧肱川町の実情を御理解いただき、問題解決と事業推進に積極的に取り組んでいただく必要があろうかと考えますが、理事者の御所見をお伺いいたします。

まず、第1点の環境影響評価アセスメントについてでございますが、このことについては、平成3年から進められた環境調査も、平成17年度からいよいよ法に基づいての環境アセスメン

トの具体的段階に入るわけでありましたが、18年度末の工事着工に向かってスムーズに行われるよう市としても積極的な協力をするとともに、国土交通省、県とも連携を密にして速やかに工事着手がなるよう取り組んでいただきたいわけであります。

次、2点目に、つけかえ道路の整備についてでございますが、既に国土交通省の実施区間は測量も40%近く進んでいる状況であります。県実施区間の1.1キロメートルについては、入り口の非常に極めて重要な区間であるにもかかわらず、まだ測量ができていない状況にあるわけでございます。県、国土交通省と連携を取り、速やかな解決を図っていただきたく願うわけでございます。

次、3点目に、京造地区のダム建設受け入れ時の要求についてであります。ダム建設予定地の直下流域の集落京造地区により、ダム建設受け入れ時に要求がなされておりますが、国土交通省、県に対しこれら実現について要請を願いたいわけであります。

4点目に、水没地域岩谷地区の生活再建についてですが、平成16年5月11日には、平成4年に締結された水没地域振興の覚書中、予分水事業から離れた山鳥坂ダム建設事業での新しい覚書が旧肱川町、国土交通省、愛媛県並びに流域の大洲市、長浜町、河辺村の6者代表により調印がなされたことは御案内のとおりであります。この覚書は、山鳥坂ダム事業の進め方、肱川町の水源地対策と生活再建の配慮など5項目で構成されておまして、合併前に流域市町村が一体となって山鳥坂ダム建設事業を推進することが確認されているわけであります。この覚書事項の実現に最善の努力を図っていただきたいのであります。

次に、鹿野川ダムの改造についてでございますが、平成16年9月13日には、国土交通省、愛媛県とで肱川水系河川整備計画を策定、山鳥坂ダム建設を初め鹿野川ダムの改造、堤防整備、

肱川の治水と環境改善のため、今後30年間で事業を実施すると位置づけられており、肱川流域の12市町村が策定いたしました清流保全条例の目的である河川の浄化と環境の保全また洪水調節を図る上でも、鹿野川ダムの改造は不可欠であると考えますが、山鳥坂ダム工事着手の段階でできるだけ早期の事業化が図られるよう、関係機関への働きかけを願いたいわけでございます。

以上、山鳥坂ダム問題4点と鹿野川ダム改造について理事者の御所見をお伺いするわけでございますが、これらは旧肱川町にとりましては最も重要な課題でございまして、今定例会初日に大森市長の所信表明でも明らかにされているように、河川整備計画を進めていく上で、関係上流地域住民への配慮を十分されていると理解をいたしておりますが、肱川固有の問題も御理解いただきまして、山鳥坂ダム事業が一日も早く進みますよう前向きな御答弁を期待いたしまして私の質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、ただいまの神井議員さんの質問にお答えをいたします。

山鳥坂ダムは平成6年8月1日に特定多目的ダム法に基づき建設に関する基本計画が告示されたところでありますが、その後の経過から、河川整備計画では利水事業を含まない治水ダムとして位置づけられております。このことから、現在特ダム法に基づく基本計画の廃止手続中と聞いております。

山鳥坂ダムの環境影響評価につきましては、平成17年度から法に基づく手続を開始、平成18年度末の事業実施を目指し取り組んでいると聞いております。

本市といたしましても、手続がスムーズに行えるよう積極的に協力するとともに、円滑な事

業着手につなげられるよう懸案事項の解決に取り組みたいと考えております。

県道改良につきましては、早期に着手できるよう地元住民の方々の御理解と協力を得られるように、関係機関とも連携しながら、本市といったしましても最大限努力したいと考えております。

ダム建設予定地直下流に位置する京造地区については、要望書の内容を精査し、可能な範囲で要望実現に取り組みたいと現在考えております。

神井議員の御指摘のとおり、水源地域の皆様にはダム建設が発表されて以来二十有余年の長きにわたり生活再建や県道改良の問題等、精神的な苦痛ははかり知れないものがあったと考えております。このことから、水源地域に対して生活再建構想の方針を示すことにより不安の払拭が図れるよう、水源地域再建基本計画を策定中であり、より実現性の高い水源地域整備計画となるよう、愛媛県と調整を図りたいと考えております。

次に、鹿野川ダムの改造についてでございますが、鹿野川ダムの改造につきましては、河川整備計画におきまして、愛媛県から国土交通省に移管した後、発電容量と治水容量を廃止し、洪水調節容量の増加と河川環境容量の新設が行われてまいります。

また、貯水池水質保全対策として曝気装置による水質浄化のほか、選択取水設備の設置やダム流入部の底泥処理等も行くとされており、議員の御指摘のとおり、肱川の浄化、環境保全また洪水対策のため鹿野川ダムの改造は不可欠と考えております。このことから、早い時期に事業化ができるよう関係機関に強く要望したいと考えております。

また、山鳥坂ダム工事事務所でも新規事業ができるよう取り組んでまいるといふふうに伺っております。

この問題につきましては、議員さん御指摘の

とおり、選挙期間中にもいろいろやりとりがございました。私も実態につきましてまだまだよくわかってない点もあるわけですが、この議会の本会議中でございますが、22日に岩谷地区に初めて地権者の関係者の方々の集会へ行行って勉強かたがたいろいろお話を聞かせてもらうということになっております。国土交通省あるいは愛媛県からの再三のレクチャーも受けておるわけですが、言われましたように、長い間御不便また精神的な苦痛を煩わせておるわけでありまして、私もその辺の実態をよく聞かせていただいて、一日も早くこの問題の緒につけていきたい。

それから、鹿野川地区の取り付け道路の問題につきましても、どうもレクチャーを受けて聞いておりますと、県の方も停滞をしたままになっておるようでございますので、大洲市に合併をしたということを機会に、職員もかれこれ優秀な職員もおるわけですから、一緒になってそこら辺の問題解決を私みずからも足を運んで、ひとつ物を動かしていけないといけないんじゃないかというふうに思っておるところでございます。関係議員さんは特にこの問題一番気を煩わせておることだろうと思いますので、私の方も鋭意今後取り組んで、また勉強をして前向きにやっていきたいと思っておりますので、また御支援をよろしくお願いしたと思います。

以上でございます。

○田中堅太郎議長 再質問はありませんか。

次に、梅木良照議員の発言を許します。

○1番梅木良照議員 議長

○田中堅太郎議長 梅木良照議員

〔1番 梅木良照議員 登壇〕

○1番梅木良照議員 議長のお許しをいただきましたので、通告いたしております項目について河辺会派を代表して質問させていただきます。

その前に、大森市長の新大洲市長就任おめでとうございます。長引く景気不況下にあって、

地方交付税の減額、税収の減額など財源不足に悩む市運営を託されたわけですから、片時も頭の休まる时候はないかと思いますが、強力なリーダーシップを発揮され、安全で安心して暮らせる日本一の大洲市づくりを期待してやみません。

さて、在任特例中の議会は、合併に伴う財源効率化のための議員任期のみがクローズアップされていますが、在職しております議員は、この合併により旧町村は果たしてこれからどうなるのか、どう市長が進められていかれようとされているのか見きわめる重要な任務があることも忘れてはなりません。

特に、本議会に参加するのにも最長1時間30分も要するそんなへんびな旧河辺村で、本当にこれから安全で安心して暮らしていけるのか見きわめることは大変重要であると考えています。

そして、合併した新大洲市が日本に誇れる大洲市、活気があり、夢があり、交流があり、住んでみたくなる大洲市、訪ねてみたくなる大洲市になるためにはどうあるべきかの観点から質問をさせていただきます。

まず、山鳥坂ダム建設に伴うつけかえ県道の早期着工についてお尋ねします。

この件につきましては、市長所信表明演説の中で、上流域の心情を十分酌み取っていただいた所信表明があり、市長の所信、理解いたしたところでありますが、この二十数年間黙って耐えに耐えてきた上流域の心情を公式の場でお伝えし、さらなる御理解をいただきたいとの思いから質問をさせていただきます。

河辺川ダム建設問題が俎上に上って以来二十数年間、県道小田河辺大洲線は肱川町京造から橡の木瀬の間約8キロの区間は、ダム建設のつけかえ道路として計画されているため、全くと言っていいほど手つかずの状態であること、市長も今回の選挙期間中に十分御認識をいただいたことだと思います。

河辺町住民だれもがダムを歓迎しているものではないですし、できればダム建設はない方がいいと思っている人が大半であります。松山市などへの利水が計画されたダム建設計画時は、広域的、人道的見地からダム建設に賛成ではないがやむを得ないとの思いで理解を示してきました。

また、利水がなくなり治水だけとなった今日も、旧大洲市、旧長浜町の治水対策に不可欠である肱川水系河川整備計画に理解を示しているところであります。

しかしながら、昨年の台風災害で何回も何日も陸の孤島化した状況から、河辺住民一同堪忍袋の緒が切れる状況にあります。

今回の市長選挙で大森市長は、このつけかえ県道について最優先で取り組むことの公約を掲げられました。私も公開討論や街頭演説で述べられます公約に多大の期待を抱きました。もちろん国・県が主体の工事でありますから、市長の思いどおりにならないことも十分承知いたしておりますが、市長みずから先頭に立っていただき、この実現を図っていただきたいと切望いたします。

今回の市長選挙で山鳥坂ダム建設が盛り込まれた肱川水系河川整備計画の推進を公約された候補の得票が2万2,892票、ダム建設を前提としない候補の得票が8,306票、有効投票の実に73.4%の市民が山鳥坂ダム建設を盛り込んだ肱川水系河川整備計画を一日も早く実現してほしいと望んだ結果であります。大森市長の強力なリーダーシップのもと、このつけかえ県道が一日も早く着工できますことを切望いたします。

そこで、公式の場で山鳥坂ダム建設に伴うつけかえ県道の早期着工について市長の所信をお聞かせいただきたい。

次に、大洲ブランドの確立についてお尋ねします。

歴史的由緒ある大洲市、合併に当たっても大半の人が市名の変更を望まなかったすばらしい

名前であると思います。しかしながら、私の個人的感覚では、大洲市名は全国的にはまだマイナーで、どちらかといえば名前においては隣の内子町に一步おくれをとっているように感じます。

新大洲市は内子町の隣の市であってはなりません。大洲市の隣が内子町にならないければなりません。私は大洲市民として誇りを持つためにも、このことを実現いたしたいし、ぜひ実現していただきたいと思います。ぜひとも市長を先頭に市民の協力を得、大洲市を全国ブランド、メジャーにしようではありませんか。

そこで、具体的にお聞かせいただきたいのですが、私も大洲史談会の一員で歴史上の人物に興味がありますが、大森市長は大洲史談会の会員で歴史に興味と造詣が深い市長でありますので、大洲市には日本初の電信実験に成功した三瀬諸渕を初め、中江藤樹、盤珪禅師、矢野玄道、山本尚徳など歴史上全国に誇れる素材がたくさんあり、この素材に興味を持たれていることと思います。このような歴史上のすばらしい素材を活用したまちづくりにお考えがとおりでしたらお聞かせいただきたい。

また、大森市長は韓国とも太い人脈をお持ちで、徳森の平公民館には姜沆の皇帝の子孫、韓国書道会の重鎮シンコウとお読みするのでしょうか、その方の揮毫された知行合一の書を寄贈されており、その人脈をぜひ生かして姉妹都市提携などもぜひ実現していただきたいと考えますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

特に今回ぜひ市長にお願いし、お考えをお聞かせいただきたいのは、旧河辺村で実施していたわらじで歩こう坂本龍馬脱藩の道のイベントを、将来とも継続していただきたいということです。御承知のとおり、坂本龍馬の名前はメジャーで、そのファンは全国では相当なものがあります。毎年全国龍馬ファンの集いが龍馬ゆかりの地で開催されております。私も高知はもちろん東京、北海道、熊本など参加してきました

が、熱狂的なファンに圧倒されました。

幸いこの合併により伊予藩内の坂本龍馬脱藩の道の大半が大洲にあることになります。この坂本龍馬を生かしたイベントは長浜町でも開催され、好評を博したところです。ことしは坂本龍馬生誕170年で、全国各地で生誕170年記念イベントが開催されます。時間が許されるなら、10月15日、16日の高知での全国龍馬ファンの集いにぜひ坂本龍馬ゆかりの市長として参加していただき、大洲市をアピールしていただきたいところです。

17回目となりますわらじで歩こう坂本龍馬脱藩の道のイベントは、全国の龍馬ファンには名の知れたイベントになりました。ぜひ将来にわたっての継続に御理解ある答弁を期待するものであります。

また、河辺村でも10年前に第6回の全国龍馬ファンの集いを開催しましたが、申し込みが殺到し、河辺と肱川町の宿泊所のキャパシティの関係で申し込みをお断りする方で大変苦勞いたしました。ぜひ市長の任期中に大洲で全国龍馬ファンの集いを開催していただければ、一挙に大洲市の名前を全国に発信できること間違いありません。

大洲市のキャパシティがどの程度か承知しておりませんが、何百人が集う龍馬ファンの集いは、大洲市のPRに、活性化に相当の効果が、開催に値するイベントです。全国龍馬ファンの集いの開催についてぜひ前向きに御検討いただきたいし、現時点での市長のお考えがとおりでしたらお聞かせいただきたいと思

います。

最後に、地域イントラネットへの接続についてお尋ねします。

合併に伴う平成15年度に整備された地域イントラネット基盤整備事業により、市内の各公共施設が高速回線で結ばれ、高度情報化に向けて大きく前進しましたが、残念ながら市民と市役所、市民と公共施設はこの回線は現在利用でき

ません。電子政府、電子自治体が現実味を帯びつつある現在、高度情報化に対応するまちづくりは欠かせません。

合併で最も格差の大きいのは、交通通信体系ですが、交通につきましては、最初に質問いたしました県の解決でありますし、通信については、インターネット接続環境の改善が最も優先されるべきと考えます。

情報格差は正と住民サービスの向上の観点から、莫大な費用をかけて整備したこの回線を市民が利用できるよう整備されるおつもりはないかお聞かせいただきたいと思います。

以上、市当局の前向きな御答弁を期待いたしまして私の質問を終わります。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 梅木議員さんの御質問にお答えいたします前に、関連がございますので、特別交付税の御礼かたがた御報告をしたいと思えます。

特別交付税についてであります、当市におきましては、昨年の相次ぐ台風災害等により甚大な被害を受け、財政的にも多大な影響があったわけですが、中越地震を初め全国的にも甚大な被害が発生しており、今年度の特別交付税額の確保について大変憂慮をしておりました。このことから、当市の特別事情をもとに国・県との連絡を密にしながら、3月4日に総務省や山本副大臣を初め関係国会議員に陳情を申し上げました。その確保に努力してきたところであります。

なお、西田前代議士にも大変御心配を煩わしたものであります。その結果、平成16年度の交付額は18億2,049万6,000円の内示を受けたところでありまして、これは対前年度比4.8%の増となるものであります。交付税全体が大幅に削減となる現況の中で、このような交付税が確保できましたことについて、関係各位の御協力、

御支援に厚く厚く御礼を申し上げる次第であります。

なお、昨年度の交付額は17億3,697万6,000円で行ったので、先ほど言いましたように、8,352万円増の4.8%増という実績がとれたわけで行った。まことにありがとうございます。まず御報告をしておきます。

それでは、梅木議員さんのお尋ねの件でございますが、山鳥坂ダム建設に伴うつけかえ県道の早期着工について。主要地方道小田河辺大洲線は、国道197号からの入り口である鹿野川大橋から約1.1キロメートル及び旧河辺村に近い最上流部の0.6キロメートルを県道改良として愛媛県が施行することになっております。

また、ダムサイトに近い中間の区間約6.4キロメートルは国が施行することで、国・県それぞれ測量設計等が進められております。国の施行区間につきましては、アセスが終了次第着手される予定と伺っております。県区間につきましては、まず上流約0.6キロメートルの測量を実施され、平成17年度より工事に着手される予定と伺っております。

なお、鹿野川大橋からの約1.1キロメートルの鹿野川工区につきましては、早期に着手できるよう地元住民の理解と御協力を得られるよう関係機関と連携しながら、本市といたしましても最大限努力したいと考えておるところでございます。

つけかえ県道につきましては、肱川、河辺両地区に住まわれる皆様が毎日利用される生活道路でございますので、工事用道路としても今回非常に利用される観点から、早期着工ができるよう全力を傾けたいと考えております。議員さん各位におかれましても、先ほども申し上げましたように、御協力、御支援を殊のほかお願いを申し上げたいと思っておる次第でございます。

次に、大洲ブランドの確立についてでございますが、歴史上の素材を活用したまちづくりに

ついてという御質問でございます。

大洲市は古くから文化の薫り高い土壌にあり、市内には幅広く古代から近代に至る間の貴重な遺跡や文化遺産、そして歴史を支えてきた大洲ゆかりの偉人の生家や関連の施設等、その足跡が各所に残されております。

御指摘のとおり、歴史上の人物とこの大洲の地のかかわりはとても貴重なものでございまして、中でも中江藤樹先生の遺徳は、没後3世紀半を経ても脈々と市民に受け継がれておりまして、藤樹先生をしのんでさまざまな行事や交流が現在も行われております。

中江藤樹先生の生誕の地でございます滋賀県高島市安曇川町さらには鳥取県米子市との交流事業を行っており、お互いの町を訪ねる旅や物産等の交流販売、小学生の交流事業などを実施して広域的な取り組みを現在行っております。

今後も歴史的な先人たちの教えや偉業を活用しながら、全国発信のできる取り組みを行い、観光振興につなげることでできるまちづくり事業やブランド化を目指し、努力してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、韓国との姉妹都市提携についてということでございますが、本市と韓国霊光郡の交流につきましては、旧大洲市におきまして平成2年3月に儒学者姜沆の顕彰碑が大洲市民会館の一角に建立されたのを機に始まったものでございます。両国の姜沆顕彰事業等における行政交流を中心に友好親善を図ってまいりました。

また、民間交流につきましては、大洲青年会議所と霊光青年会議所との友好提携や子供たちのサッカー交流など、市民レベルでの交流も行われてきたところであり、市といたしましても、これらの交流事業に対し補助金を一部交付するなど、その支援に努めているところでございます。

今回の合併によりまして大洲市はその枠組みを新たにいたしました。儒学者姜沆について

は顕彰すべき人物であることに変わりはなく、また姜沆生誕の地霊光郡との友好関係につきましても同様であると考えております。

合併協議におきましては、国際交流については現行のまま新市に引き継ぎ、新市において事業内容等を調整することとなっておりますので、今後とも広く市民交流などを視野に入れながら友好関係を継続してまいりたいと考えております。

御承知のように、国際交流につきましては、国内の交流とはやや異なり、文化や歴史観の違い等により交流の難しさも経験してございますので、友好提携につきましては、お互いの理解を深めながら検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、坂本龍馬の件でございますが、言われましたように、脱藩の道が関係が大洲市内にあるわけございまして、生誕170周年ということで高知も行ってみたいという御意見でございますが、日程的に可能でございましたら私も司馬遼太郎先生の本も読んで承知をしておりますので、ぜひまた顔を出して、そういうことも含めて今後全国レベルでのアピールできることという一つになると思いますので、前向きに検討をしていきたいというふうに思っております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○小島健市企画財政部長 議長

○田中堅太郎議長 小島企画財政部長

〔小島健市企画財政部長 登壇〕

○小島健市企画財政部長 それでは、坂本龍馬のイベント関係、それと地域イントラネットに関する御質問にお答えをいたします。

初めに、わらじで歩こう坂本龍馬脱藩の道イベントの継続について申し上げます。

まず、合併協議におけます調整方針では、合併前の4市町村において実施してきた観光とか健康づくり等に関するイベントについては、現行のまま新市に引き継ぐことを決定しておりま



す。

このわらじで歩こう坂本龍馬脱藩の道イベントにつきましては、旧河辺村におきまして平成元年から16年間実施されておきまして、多くの龍馬ファンから親しまれ、すばらしいイベントとして定着をいたしております。新市におきましても、このイベントを引き継ぎまして、坂本龍馬脱藩の道保存会の方々を初め、関係団体等の御協力、御支援をいただきながら今後とも継続して実施していくことといたしております。

次に、全国的なイベントであります全国龍馬ファンの集いにつきましては、全国の龍馬会が組織する9つのブロックごとに毎年開催をされております。そのうち2年に1回は高知で開催されるというふうに聞いております。このことから、平成17年度は高知市で開催される予定でございますが、当市での実施計画につきましては、予算また宿泊施設の問題、実施体制づくりなど、いろいろな方面からの条件の整備が必要になると考えております。したがって、今後よく検討を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、地域イントラネットの整備についてお答えをいたします。

地域イントラネットにつきましては、4市町村の合併に伴いまして、総務省の補助を受けて整備したものであります。本庁、この庁舎ですが、本庁と支所間を初め、公民館、小・中学校、またその他の出先機関など合わせて97カ所の公共施設を光ケーブルで接続をしております。

この事業は、地域住民の皆様が日ごろ利用されます公共施設を光ケーブルでネットワーク化することによりまして、これまで以上に地域の距離感とか情報格差をなくしていこうとするものでございます。この事業によりまして、旧町村役場と同様に各支所において新市一律の窓口業務などの住民サービスが可能となっているものでございます。

また、本日のような議会中継をします議会中継システムとか行政相談システムなどの整備によりまして、支所等において行政サービスの向上にも努めているところでございます。

しかしながら、議員さん御指摘のように、住民の皆様がこのサービスを利用していただくには、支所とか最寄りの公共施設まで出向いていただく必要があるわけでございます。

そこで、御質問のありました各家庭から直接イントラネットにアクセスできるように整備できないかということでございますが、現段階といたしましては、約12億円をかけて整備をいたしましたこの地域イントラネットによりましてシステム機能の充実などによりまして、より多くの皆様に御利用していただけるように努めてまいりたいと考えております。

合併後の情報通信の格差の是正、それとか高度情報化への対応につきましては、新市建設計画の中においても重要な施策として位置づけをいたしております。各家庭まで光ケーブルを整備するには莫大な費用が見込まれまして、維持管理面とともにその財源の確保が大きな課題になるものでございます。

したがって、これら情報基盤の整備につきましては、民間活力の導入また通信事業者への支援策も含めまして今後慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。どうか御理解をいただきますようお願いを申し上げますお答えといたします。

○田中堅太郎議長 再質問はありませんか。

次に、二宮淳議員の発言を許します。

○6番二宮淳議員 議長

○田中堅太郎議長 二宮淳議員

〔6番 二宮淳議員 登壇〕

○6番二宮淳議員 合併による新しい市の初回定例議会に質問の機会を与えられて感激をし、また興奮しておりますので、脱線するかもしれませんが、財政問題について質問を申し上げます。

先ほどの中野寛之議員の質問と私重複する部分がありまして、それに関しては省略して質問をいたします。

まず、今回の市長選の御当選をお喜び申し上げます。しかし、進まれる道は決して平たんではないと思います。何はともあれ5万2,000の市民の長として4年間はもろもろの問題に真正面から取り組まれるわけですが、特に喫緊の課題は財政の建て直しであります。

公約また施政方針演説でも財政再建をうたわれておりました。しかし、その中身というものがいまひとつ伝わってきません。一般会計だけでも373億円もの借金があり、その他土地開発公社等の赤字を含めると約420億円もの借金があるわけであります。

このようになった原因は、二十数年の議員生活と議長という要職におられた市長自身が、議員として市政のチェック機関という立場におられながら、その機能を発揮できなかったというようなことではなかろうかと思えます。そのことは市長自身よく理解されていると思いますが、その責任の一端をどう感じられておるのでしょうか。

市長の給与を10%削減されるというふうに言われておりましたが、そんな生半可なことではいけません。新居浜の市長さんのように50%とは申しませんが、もっと踏み込んだ削減が必要ではないでしょうか。心を鬼にして市職員の給与、議員の報酬、人員削減等、切り込まなければならない切羽詰った状態ではないでしょうか。苦しいとは思いますが、現状に誠意を持って訴えるならば、必ず道は開け、冷静に受けとめられるでしょう。

とにかく基本は、入るを図って出るを制すであります。今回提出された一般会計予算も前年度よりは11%減になっております。合併当初の厳しい骨格予算で、再建の意気込みはうかがえますが、その説明は総花的で無難なものに終始しており、ここが再建のための改革だという強

いインパクトがないように思えてなりません。私の勉強不足かもしれませんが、いかがでしょうか。

将来血を通わせ肉をつけるという美名のもと、客観的にむだと見られる補正はいかなる場合でもやってはならないことを肝に銘じていたいただきたいものであります。

しかし、ネガティブな考えでは何もできなく、ポジティブな姿勢こそ必要であります。しっかり大地に根をおろし、市民の目線で頑張ってくださいことをお願い申し上げます。

続きまして、長浜地区の小学校の給食についてお伺いいたします。

長浜中学校ではやっと昨年給食が実現いたしました。小学校ではまだ行われておりません。市民平等の原則から、このような現状はできる限り早期に解決せねばならないと思います。旧長浜町時代にこの中学校からセンターとして小学校に配膳できないかを検討していただいたことがあります。いかんせん自校式のためにできないとの返答でございました。合併を機にそれがまたできないかを再考いただけたらと思います。

市長も公約で長浜地区小学校の給食実現を掲げられておりました。では、実際いつからどのような方式で実現をされようとしておられるのかお教えいただけたら幸いに思います。

以上で私の質問を終わります。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、ただいまの二宮議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

財政についてでございますが、現在小泉首相による聖域なき構造改革の一環として国から地方への財源の移譲、国庫補助負担金の削減、地方交付税の見直しを一体的に行う三位一体改革が推進され、地方はまさに改革の時代を迎えております。

改革の時代の中、地方交付税の財源保障機能の縮減等が進められた結果、地方自治体の財政は急速に悪化し、少子・高齢化社会が進展する過疎地などにおいては、まさに危機的な状況となっております。

大洲市の現状といたしましても、旧大洲市を初めとする旧4市町村は、自主財源にまことに乏しく、いずれも地方交付税を主たる財源として行政運営を行ってきております。改革の波が直撃し、現在厳しい財政運営を強いられており、先ほどのお話のとおりでございます。

地方債の残高につきましては、一般会計では平成16年度末約373億円と見込まれております。一方、一般会計当初予算で計上いたしました公債費、起債の元利償還金のうち元金の償還額は39億6,000万円となっております。

仮定の話といたしまして新規発行がなかったものと計算してみますと、毎年元金を40億円償還いたしますと、10年余りで現在の地方債をすべて償還できることになります。

しかし、新市のまちづくりに向かって新市建設計画に掲げる事業や生活道路、農林業の生産基盤など社会資本整備のための財源として起債の活用は欠かすことができません。

また一方では、新市の今年度の公債費比率は20%を超えると見込まれておりまして、公債費による新市財政への負担は非常に高くなってきております。このため、必要な起債の発行と償還額のバランスを図り、総枠で新規起債発行を管理するなど、きめ細かく慎重な財政運営が求められております。

今後の財政運営や次世代への負担を考慮すると、新規の起債発行は可能な限り抑制していく必要があると考えておりますが、今後の起債管理につきましては、毎年度の収支バランスの維持や中・長期的な視点により慎重に行ってまいりたいと考えております。

将来にわたる財政の健全性を維持するため全力を傾けてまいりたいと考えておりますので、

御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

先ほど議員さん言われたとおりでございますが、しかしながらいろいろ各地域から上がってまいります事業を全然やらんわけにはまいりませんので、その辺のところ非常に苦慮していく問題が起きておると思っております。

それから、塩漬け財産等につきましても、じゃあ今どういうことにということを即座に明快にということもまだかなわん点があるわけですが、一つの構想としては、やはり民間の方々のノウハウもお借りして、その手法については、早く断ち切っていきませんと金利がかなりかかるとるわけでございますが、おまえ26年もおってそこら辺は怠慢じゃないかというお話がございましたが、言われてみれば何ぼかはあろうと思います。思いますがしかし、こういう立場になりますとなかなかそうは言うが大変だなと思いつつやっておるのがこの1カ月でございますが、また攻守ところを変えて懸命に頑張っ、言ったことは、この1期4年間で目鼻がつくように頑張っていきたいという気持ちで日々精進しておりますので、またその辺のところは御寛容をいただき、またこういう方法はどうぞということがございましたら、知恵を授けていただきましたならば、謙虚に聞かせてもらいながら、この問題は本当新大洲市にとって大変な問題でございます。これはもう人ごとではございませんので、そういう気持ちでおりますので、どうぞひとつよろしく願いしたらと思っております。

○叶本正教育長 議長

○田中堅太郎議長 叶本教育長

〔叶本正教育長 登壇〕

○叶本正教育長 長浜地区小学校の給食についてお答えをいたします。

食べることに関する教育いわゆる食育は、教育上大変大切なものであります。知育、徳育、体育の根幹をなすものと思っております。学校

給食が実施できれば、この食育につきましても実践的な教育ができるものと考えており、その重要性は十分認識いたしております。

長浜中学校の学校給食につきましては、平成16年度より自校方式で実施しているところですが、一方御指摘の小学校の学校給食の実施につきましては、いまだ実施していない状況であります。

全小学校の実施につきましては、今後事業効果や効率などを含め、大洲市における給食センター整備及び配食計画を検討した上で実施をしてみたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○田中堅太郎議長 再質問はありませんか。

○6番二宮淳議員 議長

○田中堅太郎議長 二宮議員

〔6番 二宮淳議員 登壇〕

○6番二宮淳議員 市長の御答弁があったわけですが、給与に関してまだ御回答ないように思いますけれども、10%と言われておりましたが、実際特別職含めて何%ぐらい削減したいというお考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 落としておりまして申しわけございません。報酬審議委員さんの委嘱をまずし、今議会の最終日に提案したいと思っております。私を含めまして四役10%をめどに、いろいろ御議論はあろうと思うんですが、まず手始めに私から襟を正して、そしてあと特別委員会もやっていただいておりますが、議員さん方も総枠で少し協力してもらい、またなおかつ最終的には職員の方々も、県下や全国にも事例がございますので、2.5になるか3%になるか、その辺ぐらいのやっぱりお願いはぜひ代表の方とも話をさせてもらって、こういう時代でござい

ますんで、民間は大変厳しい中で頑張っておられます、公務員だけが親方日の丸ではいけないというふうに思っております。ということで、補助金あたりの見直しも含めましてその辺はやっていきたいと、このように思っておる次第でございます。

意のあるところをお酌み取りいただいて、十分ではないと思いますが、しかし取り組む姿勢だけはそういうことで具体的にお示しをしたいという意気込みでございます。

以上でございます。

○田中堅太郎議長 再々質問はありませんか。

~~~~~

○田中堅太郎議長 それでは、これよりしばらく休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

午前11時36分 休憩

~~~~~

午後1時00分 再開

○田中堅太郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に下岡節久議員の発言を許します。

○18番下岡節久議員 議長

○田中堅太郎議長 下岡節久議員

〔18番 下岡節久議員 登壇〕

○18番下岡節久議員 それでは、私は新大洲市が発足して第3回の大洲定例会において、新市が抱えております諸問題等について質問をしてまいりたいと考えます。

まず、2月13日に実施された市長選挙において当選されました大森市長にお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

市民の負託にこたえるべく若い力を十二分に発揮され、新市の土台づくりにその力量を発揮されますよう御期待を申し上げる次第であります。

さて、1月11日に新大洲市が発足し、はや2

カ月が経過しようとしています。新大洲市は5万2,000人余りの人口と432平方キロメートルの面積を有しております。私は合併がゴールではなく、新しい地域づくりのスタートだと考えております。ですから、これからさまざまな問題に直面し、それを乗り越えていかなければ、目指す地域中核都市像は結べないと考えます。

県下でも近い将来21市町に合併されます。その中で大洲の位置づけを明確にするためにも、安全で安心して暮らせる地域づくりであり、また若者が働く場所のある地域でなくてはなりません。

少子・高齢化が急激な速度で進み、人口構成が劇的な変化を見せる21世紀の日本にあって、地域が自立し、その存在感を示すことは容易ではないと承知しておりますが、それをしなければ地域間競争で残っていくことができないのではないのでしょうか。

市民が地域を誇りに思い、愛着を持って暮らすためには、住民、行政、議会が一体となって諸問題の解決に当たらなければならないと思います。

以上、申し上げました状況を踏まえて、通告に基づき質問を行います。

まず最初に、財政問題についてお尋ねをいたします。

国においては、ある意味で地方の財政を切り捨てたかに見える三位一体改革を推し進めております。その成果は、地方にとってプラスは見えず、マイナスのみが顕在化しており、地方自治体も行政改革は避けて通れないと思われま

す。

三位一体改革は、地方分権を進めるため、地方自治体の財政基盤や自立性の強い実現をするため、国から地方へ税源移譲、国庫補助負担金の削減、地方交付税の見直しなどを一体的に行うとされていますが、現在は国庫補助負担金の削減のみが先行して、当初言われていた理想的な改革とはほど遠い状況であります。

大洲市の一般会計における平成17年度当初予算は212億円と、前年比11%の減となっております。これは必要最小限の骨格予算であり、政策予算は6月議会以降に調定されると聞いております。

このような状況下では、地方自治体は綱渡りの財政運営を余儀なくされております。大洲市の財政状況も極めて厳しい状況であることは皆認識しておりますが、この厳しい状況下で財政運営の基本的な考え方と今後の方向性についてお伺いをいたします。

1つ目には、三位一体改革の今後の動向とそれに対して大洲市の財政はどのような方策で臨むのか。また、中・長期的な財政見通し、特に抱えている多額の起債をどのように対応するのか。

2つ目には、税収、交付税の増加が期待できない中で、新市の中では選択される事業も絞り込まざるを得ないと思いますが、その基本方針と市民にどのような形で理解を得ていくのかお伺いをいたします。

次に、危機管理室の設置についてお伺いをいたします。

危機管理室については、自然災害あるいはテロ対策と、地方自治体から国に至るまでその重要性が再認識されております。

私は台風16号の被害状況を見て、昨年9月議会の建設農林委員会の中で、危機管理を行うセクションの位置づけを要望しておりましたが、早速に新設していただきましてまことにありがとうございました。助役直属で横断的に機能するように配慮してはありますが、いざ災害等のときに、この機能が十分に発揮できるように配慮をお願いいたします。

そこで、危機管理室で今後計画、実施される次の諸点についてお伺いをいたします。

1つ目に、新市のハザードマップはどの範囲で作成されるのか。また、新市のハザードマップには昨年の台風の洪水のデータをどのような

形で盛り込むのか。

2つ目には、新市の地域防災計画は従前のものと違いは何か。また、どのような方法で市民に周知するのかお聞かせください。

3つ目には、新市の長浜地区では長い海岸線を持っています。今後予想される南海地震による津波対策をどのように考えているのかも聞かせください。

次に、教育問題について伺いをいたします。

ことしに入りまたしても小学校で痛ましい事故が次々起こっております。大阪の池田の事件以来、学校の安全対策には配慮をいただいておりますが、大洲市では具体的にどのような方策をとられているのか伺いをいたします。

また、新大洲市となり、管轄する学校数は増加していますが、新市でのいじめ、不登校の現状をお聞かせください。いじめ、不登校を放置すれば、大阪の例を引くまでもなく新たな問題を引き起こす可能性もあるのでお尋ねをいたします。

3つ目は、政府は三位一体改革の一つとして義務教育費の削減を考えているようですが、将来を託す子供たちへの教育には十分な経費が必要となります。経費も減額されるだろうと予想されますが、それをどのような形でカバーして教育を行っていくのか伺いをいたします。

教育の問題の最後に、上須戒少年自然の家の管理運営についてお聞きいたします。

この問題は、数年前から自然の家のトイレ、ふろが古いため、都会育ちの子供たちには使いづらいとの意見があり、改修すべく設計は済んでいると聞きましたが、ことしの当初予算にも実施すべく予算はされておられません。平成15年9月の私の質問に対し、児童・生徒の豊かな人間性の育成を初め、大自然と触れ合い、たくましく生きる力を育てる上で、自然の家の利用は大変貴重な体験学習の場になるという答弁があ

りました。これまでの経過と実施への考えをお聞かせください。

次に、林業問題について伺いをいたします。

昨年の台風で森林は大きな被害をこうむりましたが、原因としては、必要な間伐を行っていないなどの森林管理の不足も指摘されておりますが、現実には大きな被害が起きております。

そこで、次の3点について伺いをいたします。

被害を受けた森林への対応状況、特に山林の復旧へ向けてどのような方策があるのか。また、その対応状況について説明をお願いいたします。

2つ目に、災害に備えて森林保険がありますが、現実には昨年の台風被害の場合、どのくらい保険で補てんされたのか、またあわせて加入状況についてお答えを願います。

3つ目に、市では災害復旧に向けて御尽力をいただいておりますが、長浜、肱川、河辺での被害の状況についてお聞かせください。

また、新市全体の森林災害の復旧状況についてもお答え願います。

最後に、その他市政全般について2点伺いをいたします。

まず最初は、阿蔵・高山用地問題についてであります。昨年9月の議会でも質問いたしましたので、その後の状況についてお尋ねをいたします。

用地の簿価は既に数倍に膨れ上がっておりますので、何らかの手を打たないと将来大きな傷とならないかと心配し、質問をいたしました。その答弁の中で、課長、課長補佐級で阿蔵・高山用地整備検討班会を設置し検討を重ねているとのお答えがありましたが、その後の検討内容、経過についてお聞かせください。

2つ目には、在任特例について市長にお伺いをいたします。

私は10カ月在任特例には反対し、早期自主解散を求めるものであります。大多数の市民が

10カ月の在任特例に反対の声が強い中、検討委員会においては10カ月の在任特例は正当だなどの意見が出ていますが、私は一日も早く定数30の新議会を実施するのが市民の答え、考え、また合併の目的にかなうものだと思いますが、お考えをお聞かせください。

以上、5点について理事者の的確なお答えを期待して質問を終わります。ありがとうございました。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 ただいまの下岡議員さんの御質問にお答えいたします。

財政問題についてでございますが、基本的にはもう議員さんの言われたとおりだと思っております。少々時間をいただきまして財政問題につきお答えをいたしたいと思えます。

まず、財政運営の基本的な考え方と今後の方向性について、次に三位一体改革の今後の動向と大洲市の財政について、次に事業の絞り込みについて、以上3点についてお答えをさせていただきます。

まず、財政運営の基本的な考え方といたしましては、今後の方向性また三位一体改革の今後の動向と大洲市の財政の方策、財政見通しについてお答えをいたしたいと思えます。

三位一体改革の概要につきましてでございますが、先ほど言われましたとおり、申し上げますと概要を、地方が決定すべきことは地方みずからが決定するという地方自治本来の姿の実現に向けて、国から地方への税源の移譲、国庫補助負担金の削減、地方交付税の見直しを一体的に行うものでございまして、その期間を平成16年度から18年度の3カ年とするなど、平成15年6月経済財政運営等構造改革に関する基本方針2003において三位一体改革に関する方針が示されております。

その骨子は、公共事業を含めた4兆円程度を

めどに国庫補助負担金を廃止、縮減する。地方交付税の総額を抑制し、財源保障機能を縮小する。削減される補助金のうち、義務的経費は徹底的な効率化を図った上で全額、その他は8割程度を目安に税源移譲するなどとなっております。

平成16年度の改革でございますが、このような方針のもとで国の平成16年度の予算編成等が行われ、移譲税源の問題などさまざまな議論がありましたが、結局地方交付税の6.5%の大幅な削減だけが突出し、また地方交付税の不足分を補充する臨時財政対策債も28.6%削減され、実質的な地方交付税の削減は対前年度比12%減にもなる極めて不本意な内容となりました。

この地方交付税の大幅な削減により、全国の自治体から財源不足を訴える悲鳴のような声上がり、旧大洲市などにおいても全国の自治体と同様、平成16年度当初予算編成において財政調整基金の取り崩しを行い、収支のバランスをとってやっと維持した状態となっております。

平成17年度の三位一体改革についてでございますが、平成16年度の猛省を踏まえて、地方が一丸となって交渉した結果、平成17、18年度は地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税など一般財源の総額を確保するとの合意となり、国の平成17年度予算編成等においても地方交付税は対前年度比0.1%増と総額が確保されました。

しかしながら、この決着は平成16年度よりさらに悪くなることが回避されただけのことであり、平成19年度に予測されるさらなる改革への準備期間として認識すべきであるとの指摘もされており、地方自治体には本当に血を流す行財政改革が求められております。

財政運営の基本と方向性についてでございますが、このような厳しい環境下、大洲市のような財政基盤の脆弱な小規模自治体におきましては、三位一体改革に伴う地方交付税の縮減は極めて重大な問題であります。厳しい環境がある

からこそ全国各地で多くの自治体が市町村合併による自衛措置をとったものと考えられますが、新大洲市におきましても、行財政改革の実施によりしっかりと現実の形で合併による効果を発揮し、構造改革の波を受けとめられる財政構造をつくり上げていくことが緊急の課題と考えております。

財政が破綻いたしますと、必要最小限の行政水準しか確保できず、市民サービスが極端に低下し、市民の皆さんに大変御不便を強いることになります。快適で住み続けたいと思えるまちづくりのためには、安定した施策が実施できる財政の維持が最も肝要であります。健全で安定した財政を維持することは自治体運営の基本であり、健全な行財政運営に全力を傾注してまいりたいと考えておる次第でございます。

財政見通しと地方債の問題につきましてでございますが、中・長期的な視点で堅実に財政運営を行っていく必要があります。現在の国と地方を取り巻く構造改革の波は、年ごとに制度が変化をする過去の経験が役に立たないまさに改革の時代の中にあります。

このため、まず変化に柔軟に対応できる財政構造をつくり上げることが必要であると考えております。そのためには、財政の硬直化を招く公債費、人件費等の義務的な経費の割合をできるだけ抑え、財政の柔軟性を回復する必要があります。特に公債費につきましては、午前中二宮議員さんにお答えしたとおり、今後の財政運営や次世代への負担を考慮すると、新規の起債発行は可能な限り抑制せざるを得ない状況であり、起債の発行と償還額のバランスを図りながら慎重できめ細かな起債の管理を行ってまいりたいと考えております。

次に、事業の絞り込みについてでございますが、厳しい財政環境下、事業の絞り込みの基本方針と市民の皆様への理解をどう得るのかとのお尋ねが第3点目にあったわけでございますが、平成17年度の予算は、新市建設計画の基本

理念の実現に向けた新たなまちづくりのための第一歩となる予算であり、新市建設計画の重点施策を初め、合併協議会における協議結果及び事務事業の一元化、調整結果の内容を指針とすることになります。当初予算は、申し上げましたように、骨格予算としておりますので、今後新規事業または政策的経費は6月補正予算以降で優先順位を勘案しながら肉づけを行ってまいりたいと考えております。

しかしながら、厳しい財政状況の中、時代のニーズに合わせた施策の取捨選択も必要であり、議員さんを初め市民の皆様の声を集約しながら財政健全化への取り組みと市民の皆様が満足される行政水準の維持とのバランスを極力図ってまいりたいと考えております。

国と地方との行財政改革であります三位一体改革のポイントは、地方がみずからの権限、責任、財源で賄う割合をふやし、真に必要な行政サービスを地方みずからの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大することにあります。

大洲市におきましても、今後みずからの責任で真に必要な行政サービスを選択しながら、少子・高齢化社会への対応など、さまざまな行政需要に対処しなければなりません。そのため、さまざまな機会を通して市民ニーズの的確な把握を行いながら、各種行財政改革の取り組みや情報について、広報などあらゆる機会や手法により公開し、市民の皆様への理解を得るよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

もう一つ、その他市政全般についての中で、在任特例の問題お尋ねでございますので、この点だけ御答弁させていただきます。

下岡議員さんの御質問中、在任特例についてでございますが、午前中も中野議員さんへのお答えの中で申し上げましたように、現在議員在任特例検討特別委員会で慎重に検討がなされておりますので、賢明な御判断がなされるものと思っております。

合併協議の場におきましては、ともに確認をしてきた私の立場でございますので、その考えを申し上げることはこの場では差し控えさせていただきます。と思っております。

ただ、行政コストの削減ということのみに目を向けますならば、大変複雑な心境ではございますが、下岡議員さんのお考えに異議を唱えるものではございません。

以上、端的にお答えを申し上げて答弁にかえさせていただきます。

○首藤馨助役 議長

○田中堅太郎議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 下岡議員御質問の危機管理室の設置に関する３件とその他市政全般に対します阿蔵・高山用地の検討内容についてお答えをいたします。

まず、新市ハザードマップの作成についてでございますが、洪水ハザードマップにつきましては、水害時におけます被害を最小限度に食いとめることを目的に、浸水情報、避難情報等の各種情報をわかりやすく図面に表示するものでございます。平成７年の水害を教訓にいたしまして、平成８年６月に初めて旧大洲市を対象とした洪水ハザードマップを作成したところでございます。その後、激特事業によります堤防等の改修工事が行われましたので、平成１３年３月に見直しを行っております。

旧長浜町におきましては、平成１６年４月に土砂災害等を含めた防災マップを作成しております。

旧肱川町及び旧河辺村につきましては、洪水被害が少ないということもございまして、作成されていないのが現状でございます。

議員お尋ねのハザードマップはどの範囲で作成するのかということでございますが、今回はまだ作成されていない地域もありますので、基本的には肱川本流をベースに、旧河辺村から旧長浜町の河口までをカバーすることを前提に洪

水ハザードマップの作成を進めてまいりたいと考えております。

また、昨年の洪水データはどのような形で盛り込むのかということでございますが、平成７年の水害よりも１メートル水位が上昇いたしました昨年の台風１６号の浸水状況、これはハザードマップの裏面に過去の水害履歴ということで掲載をいたす予定にしております。

なお、レイアウト等詳細な内容につきましては、現在国土交通省、愛媛県、消防署等と協議を重ねているところでございます。

次に、新市の地域防災計画についてお答えをいたします。

地域防災計画は、災害対策基本法第４２条の規定に基づきまして、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に作成されておるものでございまして、水害や地震被害を初め、さまざまな災害を対象に計画が策定されております。

議員お尋ねの新市の地域防災計画と従前の計画との相違点につきましては、御承知のとおり、従前の計画では旧市町村がそれぞれ災害対策本部を設置いたしまして、災害等の対策を講じてきたわけでございますが、新市になりますと、まず災害対策本部を本庁に設置いたしまして、旧町村につきましては、各支所に災害対策本部の支所を設置することといたしておるところでございます。

このため、小規模災害におきましては、従前のように旧市町村単位で対策を講じながら、本部と連絡を密にすることにいたしておるわけでございます。しかし、大規模災害時におきましては、組織の規模も拡大しておりますので、重点的な配備が可能となります。全職員を総動員して災害に対する応急対策や復旧、復興対策等を強力に行うことができるものと考えております。

いずれにいたしましても、組織が規模拡大し、行政エリアも拡大しておりますので、組織

全体が十分に機能していくということが特に重要であると考えております。そのため、新市の地域防災計画におきましては、本部と支部との連携がスムーズに行えるよう、従前の様式などを統合するとともに、新たな情報収集、伝達等のシステムをつくってまいりたいと、このようなことが必要であろうと考えておるところでございます。

また、災害時におきましては、数多くの情報の中から必要なものを選び出して適切な指示を与えていかなければならないというようなことがございますので、指揮命令系統に伝えるだけでなく、関係する部署、機関そして住民等へのその情報が伝わりまして、官民ともに共有できるシステムづくりについても検討していかねばならないと考えておるところでございます。

次に、地域防災計画の周知方法でございますが、新市の地域防災計画につきましては、平成17年度中に策定すると予定しております。市民への周知につきましては、策定後早い時期に広報「おおず」等を利用いたしまして周知してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、津波対策についてお答えをいたします。

今世紀前半にも発生する可能性が指摘されております南海地震における津波対策につきまして、まず旧長浜町の海岸線にどのような被害を受ける可能性があるかと、具体的に予測することが津波対策の基本であると考えられるわけでございます。

既に国等におきましては、南海地震が発生した場合の津波のシミュレーション等を解析いたしまして、その内容を発表をしております。旧長浜町の場合、津波の高さは1.5メートルと想定されております。これは大潮の平均満潮時の水位が3.3メートルでございますので、加算いたしますと、津波到着時点での高さは4.8メートルとなるわけでございます。そこで、最高

4.8メートル未満の地域につきましては、すべて浸水地域として設定をされております。

この積算をもとにいたしまして平成16年4月に防災マップを作成されております。その中で、津波による浸水地域と津波発生時の各地区の避難場所等を掲載されまして、旧長浜町の全世帯に配付し、住民には周知されているところでございます。

また、具体的な対策につきましては、地域防災計画に基づきまして、津波警報が発表された場合には、関係地区の住民や漁協、港湾関係者、釣り人、遊泳者等に対しましてサイレンや有線放送、広報車などあらゆる手段を講じまして避難の勧告、指示を伝達するようにいたしておるところでございます。

次に、その他市政全般の中での阿蔵・高山の用地についてお答えをいたします。

この土地利用につきましては、議員御質問のとおり、関係する課の補佐級職員で構成されました整備検討班を平成15年11月に設置いたしまして、整備課題や計画が予定されております公共施設の洗い出し、また財政的観点から補助事業や起債事業による財源確保等、より具体的な整備方針を検討してまいっておるところでございます。

この検討結果につきましては、検討班より報告を受けまして、昨年11月の開発公社役員会においてその内容の説明を行っております。また、旧大洲市議会の12月議会におきましても説明をいたしましたが、調査の結果、老朽化が著しく、早急な移転改築が必要な幸楽園あるいは給食センター等の移転等が考えられますことから、これら公共施設の用地の整備を図る必要があると考えております。

特に幸楽園移転敷地につきましては、用地の確保について依頼がありましたことから、できるだけ早く検討していきたいと考えておるところでございます。

また、市民が集い憩える多目的広場と水源涵

養機能を備えた森林公園の整備、これにつきましては、市道大洲上須戒線に接続する幹線道路整備もあわせて財政状況、これにつきましても合併特例債等の有利な財源の確保を図りながら計画を進めていく必要があると考えておるところでございます。

またさらに、180坪程度の家庭菜園つきの住宅用地の分譲計画につきましては、今後需要と供給のバランスを十分に調査検討しながら、必要に応じた整備を図りたいというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、今後これらにつきましては新市建設計画の中に位置づけながら、短期間の造成整備については財政的にも無理が生じるというふうに考えております。内容を精査し、段階的に整備を進めていきたいと考えております。今後とも議員各位の御協力、御指導をお願いをしたいと考えておるところでございます。

以上、下岡議員の御質問のお答えといたします。

○小泉勝明建設農林部長 議長

○田中堅太郎議長 小泉建設農林部長

〔小泉勝明建設農林部長 登壇〕

○小泉勝明建設農林部長 それでは、私の方からは林業問題についてお答えをいたします。

まず、長浜、肱川、河辺での被害状況からお答えをいたします。昨年の台風による倒木等の山林被害につきましては、新市全体で636カ所、面積約273ヘクタールで、被害総額が推定でございますが、約5億5,000万円となっております。

このうち長浜地域における被害は、287カ所、面積が約100ヘクタール、推定被害額約1億8,000万円でございます。肱川地域におきましては、60カ所、面積が約20ヘクタール、推定被害額は約1億円でございます。河辺地域では、80カ所、面積約13ヘクタール、推定被害額は約6,200万円という状況であります。なお、

大洲地域におきましては、209カ所、面積約140ヘクタール、推定被害額が約2億800万円となっております。

次に、山林の復旧に向けた対応でございますが、昨年のたび重なる台風の襲来によりまして、主に杉、ヒノキの人工林において倒木等の山林被害が発生いたしております。その面積は、先ほど申し上げました新市全体で約273ヘクタールとなっております。被害を受けた山林の復旧に向け、現在森林所有者や森林組合等によりまして倒木等が処理されております。

今後は引き続き倒木処理を進めた後、森林等の経費を国が補助いたします造林事業、これらの導入によりまして被害山林の復旧を支援してまいりたいと考えております。

また、この造林事業の採択要件に満たない小規模被害につきましては、市の単独事業により対応したいと考えておりまして、現在森林組合と協議検討中でございます。

さらに、林地崩壊につきましては、復旧治山事業により林地回復に努めるとともに、林道災害につきましては、市単独災害復旧事業をもって対応している状況でございます。

現在、御承知のように、木材価格の長期低迷などによりまして、林業経営は大変厳しく、山林所有者の経営意欲も衰退している状況ではありますが、今後におきましても長期的な視野に立ちまして、県や森林組合などの関係機関と連携いたしまして、林業振興のための補助事業を積極的に導入し、森林整備の支援に努めるとともに、森林の持つ多様な機能が十分に発揮できますよう取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

また、森林保険の状況についてでございますが、森林国営保険につきましては、林野庁により創設されたもので、森林を自然災害から守る国の災害保障制度でございます。近年除伐や間伐を行った山林については、山林災害対策といたしまして保険加入の推進に努めており、加入

している林家へは被害に応じて保険金が支払われることになっております。

本市におきますこの森林国営保険の加入件数でございますが、現在5,739件で、契約面積は2,264ヘクタールという状況でございます。このうち昨年の台風被害により保険適用となりますものにつきましては、現在愛媛県森林組合連合会において継続して調査中でございますが、保険適用件数は約300件が見込まれております。また、昨年の台風による山林被害は県内各地で発生しておりまして、調査及び保険金の算定につきましてもしばらく時間を要するものと予想されております。

安定的な林業経営のためには、損害の痛みを和らげ、大切な財産を守ることができるよう方が一に備えることが肝要でありまして、今後もさらに加入促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○三保禮三教育部長 議長

○田中堅太郎議長 三保教育部長

〔三保禮三教育部長 登壇〕

○三保禮三教育部長 それでは、私の方からは教育問題についてお答えをいたします。

まず最初に、学校の安全対策についてでございますが、全国で発生をいたします学校への不審者侵入に対しましては、大変憂慮をいたしますとともに、憤りを感じているところでございます。学校に対しましては、その対策を講じるように指導、お願いをしているところであります。

各学校においては、それぞれの実態に応じまして対策を講じておりまして、危機管理マニュアルの策定、防犯教室や防犯訓練の実施、保護者、地域関係機関との連携の強化、幼児・児童・生徒に対する指導の充実など、さまざまな取り組みをいたしております。

先日の寝屋川市での事件後も、それらにつきまして再度各学校におきまして見直しをしてい

ただくようお願いをしたところでございます。

また、いつどこで何が起こるかわからない現状でございますので、不審者の情報を早く把握しておくことが大変大切なこととなります。

そこで、学校が不審者に対する情報を入手した場合には、すぐに教育委員会、警察署に通報をするように、そしてそこから市内の各学校へ情報を流しまして、その都度児童・生徒への指導を行うようにそのような体制をとっているところであります。

施設設備面につきましてでございますが、インターホンや非常警報の設置、フェンスや門扉の取り付けなどにつきまして、順次進めているところでございます。

子供の安全確保を考えますときに、地域の皆様の協力が大変必要と思いますので、地域の子供たちは地域で守るんだと、そういう意識が広がってまいりまして、安全確保の体制が整いますよう議員各位におかれましてもお力添えのほどをお願いする次第であります。

次に、いじめ、不登校の現状についてでございますが、今年度平成17年3月1日現在で申し上げますと、全部合わせまして新大洲市におけるいじめの件数でございますが、小学校は2件、中学校で6件となっております。それもほとんど解決済みということになってございます。

一方、30日以上欠席の不登校の児童・生徒数は、小学校で6名、中学校で12名となっております。

今申し上げましたように、当地方におきましては、いじめはやや減少傾向になっておりまして、不登校につきましては、ピーク時でございました平成13年度と比べますと、大変大幅に減少をしております。

そこで、今出されております国・県の平均値をかなり大きく下回っている状況にございます。このことにつきましては、大洲市いじめ問題など対策委員会やふれあいスクール実行委員

会を中心といたしました研修会ですとか講演会、校内における職員研修によりまして、不登校の児童・生徒に対する教職員の対応の仕方に共通理解と意識統一がなされたこと、それから保護者におかれましては、親の会ですとか研修会への参加を通して、子供に真剣に立ち向かっていただく姿勢や態度が身についてきたことではないかと考えられると思います。

しかしながら、いじめにつきましては、教師そのものがいじめを発見したという事例が少ないというようなこと、それから不登校につきましては、保健室登校をしている子供たちがいたりいたしまして、その予備軍と思われる児童・生徒がいるというような課題もございますので、決して安心していただける状況ではございません。今後とも児童・生徒の理解に努めまして、早期の適切な対応に心がけますとともに、保護者や関係機関との連携を密にいたしまして、これらの問題に対応していきたい、このように考えているところでございます。

次に、義務教育費の削減問題について御質問がございました。国庫補助負担金の廃止、縮減、地方交付税の改革や税源移譲を進める三位一体の改革の中で、先ほど議員さん言われたように、義務教育費の国庫負担金についても今協議をされている最中でございます。

議員さんも言われたように、義務教育費につきましては、次代の我が国を担う児童・生徒を育成するための必要不可欠なものとして私も認識をしております、その協議の結果いかんにより本市教育の後退がないように十分な準備が必要ではないかと考えているところであります。

本市におきましては、大洲藩の時代から文教奨励と中江藤樹先生の教えが継承されまして、合併前の4市町村においても大洲地域ならではの文化が形成をされております。そういうことで、義務教育の中におきましてもこの流れを受けまして、地域に根差した特色ある学校づくり

などを推進をしてまいりました。国、地方とも、ともに厳しい財政にありますので、義務教育におきましても創意工夫を生かした教育課程の編成や学校の教育目標の実現状況を組織的、計画的に評価をいたしまして、学校経営の改善、充実に生かす取り組みが必要ではないかと考えております。

引き続きまして本市教育の推進と新しい発想での教育のあり方を追求してまいりますので、何とぞ御理解の上、御支援を賜りますようお願いをする次第であります。

最後に、大洲少年自然の家の管理運営についてお答えをしたいと思います。

大洲少年自然の家につきましては、議員さん御指摘のとおり、年々老朽化が進んでおります。それから、議員さんも言われたように、各学校を対象に実施をいたしました当施設に関するアンケート調査の結果では、何といたしましてトイレの水洗化と浴室の改善について本当に強い要望、御意見をいただいているところでございます。

そこで、教育委員会といたしましては、従前から便所棟と浴室棟の改修を計画をいたしまして早期に改修したい、このように考えておるんですが、御存じのような財政需要の増大によりまして改修を繰り延べしてきている現状でございます。

しかしながら、先ほども言われたように、少年自然の家は児童・生徒の豊かな人間性の育成を初め、大自然の中での心の触れ合いやさらにはたくましく生きる力を育てる上で貴重な体験活動の場となっておりますので、利用者の利便性向上のため、今後できるだけ早い時期に改修を当教育委員会としては行いたいと、こういう考え方で進めておりますので、何とぞ御理解をお願いをしたいと思います。

十分な答弁でなかったかもしれませんが、以上答弁といたします。

○田中堅太郎議長 再質問はありませんか。

○18番下岡節久議員 議長

○田中堅太郎議長 下岡議員

〔18番 下岡節久議員 登壇〕

○18番下岡節久議員 ただいま教育問題について、自然の家の管理運営について今御説明がございました。これは先ほど申しましたように、平成15年9月の私の質問に対しての今答弁でございました。

これは教育委員会の方はそのようなことに思っておられると思うんですけども、総務財政課の方はどのように考えておられるのか、財政の方にひとつ答えをお願いしたいと思います。

以上です。

○松田眞財政課長 議長

○田中堅太郎議長 松田課長

〔松田眞財政課長 登壇〕

○松田眞財政課長 失礼をいたします。下岡議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

教育委員会の方からは、今年度当初予算に少年自然の家の改修費の要望がございまして、先ほどから市長さんが申し上げられておりますように、今回は骨格予算ということで、政策的な予算につきましては6月補正予算ということで、財政状況の歳入の状況、他の事業の優先順位、そういったことを勘案しながら今後肉づけをしていくということでございますので、6月補正予算以降、市長さんのお考えのもとそういった政策も実施されるような段取りになろうかと考えております。

以上、お答えといたします。

○田中堅太郎議長 再々質問はありませんか。

以上で本日の質疑、質問を終わります。

これをもって本日の日程を終了いたしました。

あす3月15日午前10時から本会議を開きます。

日程は、本日に引き続き第9号議案から第27号議案及び第47号議案から第50号議案の議案

23件に対する質疑と市政全般に対する質問であります。

~~~~~

○田中堅太郎議長 本日はこれにて散会いたします。

午後1時55分 散 会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大洲市議会議長

大洲市議会議員

大洲市議会議員